

チーム・まちスタ 第12回会議次第

日時：平成23年9月8日（木）午後7時
場所：庄内町役場西庁舎 第二会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) **分散会**「基本条例案の検討について Vol. 2」 **資料1**
◆ 条例案たたき台（資料1）をもとに検討します。

(2) 意見交換会の持ち方について

① 議会との意見交換会 **資料2**

② 町民との意見交換会 **資料3**

(3) 最終報告書提出までのスケジュールについて **資料4**

(4) その他

●次回の進め方について

① 今回に引き続き、条例案の検討を深めます。
(各班でテーマを分担し、内容を検討していきます。)

●次回会議の日程調整

11月1日(火)で調整いただくと幸いです。

4 そ の 他

第13回日程：平成23年11月 日() 午後7時～

5 閉 会

チーム・まちスタ 第12回会議 内容録

○ 日 時：平成23年9月8日（木） 午後7時～午後9時

○ 場 所：庄内町役場西庁舎 2階 「第二会議室」

○ 出席者

・メンバー

A班： 堀井和彦 金子尚毅 廣田理佳 武田一人 今井真貴
B班： 梅木 均 石井範子 安藤一雄 我妻則昭 斉藤真奈美
C班： 鈴木美智子 渡部菜穂子 齋藤 禎 疋田 大 齋藤克弥

計 15名 出席

・助言者

東北公益文科大学 講師 小地沢将之

・事務局

情報発信課長 長南和幸 政策推進係長 渡部桂一 主任 高田謙

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 分散会「基本条例案の検討についてVOL.2」資料1
 - (2) 意見交換会の持ち方について
 - ① 議会との意見交換会 資料2
 - ② 町民との意見交換会 資料3
 - (3) 最終報告書提出までのスケジュールについて資料4
 - (4) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

1 開 会

【事務局 長南】

只今よりチームまちスタ第12回会議をはじめます。今日の出席委員は15名です。それでは、会長から挨拶を頂き、引き続きお願いします。

2 会長あいさつ

【齋藤禎会長】

こんばんは。前回8月4日の第11回会議からまだ1カ月しかたっていませんが、夏真っ盛りの当時から比べると、大分過ごしやすい気候になりました。まちスタの議論は、これまでの大枠のものから具体的な内容に移っています。今日の協議題に議会議員、町民それぞれとの意見交換会や、最終報告提出までのスケジュールについて改めて提案されます。最終報告とする条例案の内容検討についてラストスパートの時期に入ります。委員の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、よろしくご協力のほどお願いします。

3 協 議

【齋藤禎会長】

それでは協議(1)に入ります。始めに事務局から進め方や内容について説明願います。

【事務局 高田】

私から 協議(1)「基本条例案の検討について」の進め方と先に送付している資料1基本条例案たたき台について、説明をします。皆さんから出された意見を踏まえ、現段階における条例案のたたき台を修正しています。「第11回会議で出された条例案たたき台に対する意見及びその対応」に、皆さんから出された意見とそれに対する考え方を記載しています。

[資料1に添付した「第11回会議で出された条例案たたき台に対する意見及びその対応」のとおり説明]

あくまで、現時点での考え方です。会議を進めていく中で、都度皆さんの意見を踏まえ調整していきます。修正したことによって、前回のたたき台と条がずれたりしていますので、ご承知おきの上、ご協議願いたいと思います。

分散会の進め方については、前回と同様です。前回第11回会議資料1-1をご参照ください。

[第11回会議資料1-1を用いて説明]

本日出された意見などをもとに、再度事務局で整理していきます。ただし、条例の全体像、構成についての検討は、今回で区切りたいと考えています。

よろしくご協議をお願いします。

【齋藤禎会長】

それでは、以降小地沢先生から進めていただきます。

【助言者 小地沢】

皆さんこんばんは。

事務局から進め方や資料の説明がありました。今日の会議では、改めて、大枠として、条例の構成はこれでいいのかといった視点で、たたき台のチェック作業を進めていきます。

10月に町民との意見交換会、議会議員との意見交換会が行われる予定ですが、そこでも様々な意見が出されるだろうと思います。私たちが検討している基本条例は、ただ作れば良いのではなく、私たちが目指す参画と協働はどういったもので、それを具体的にどう機能させていくのか、それを条文としてどう形にしていくのか、が重要になります。このことを頭に置きながら話し合いを進めていきましょう。参考資料を見てください。これには今日を含めて、今後検討していく中でポイントとなる事項3点を記載しています。

一点目。参画と協働の実効性をどこまで担保するか、です。条文において参画と協働を動かす仕組みをどう規定していくか、ということです。大まかに別けると選択肢としては2つあります。たたき台を用いて説明すると、例えば第22条の「住民投票制度」は、基本条例に規定はするものの具体的なものは別に条例化するというようにしています。一方で、第23条の「政策提案」などは、公表するという方針まではあるがその手法については書いていません。どちらが正しいということではありませんが、特に第5章に記載している手段については、どちらの方向で条文を作っていくか、条例全体の一貫性を含めて考えてい

く必要があります。

二点目。私たちが理想とする「参画」「協働」に見合わないものはないか、です。町民の主体性を尊重し、それぞれの熟度や経験値に応じた参画と協働を模索していますが、それに見合わないものはないかということです。例えば、第21条では「事案に応じた適切なものにより町民の参画を求める」という記載ですが、これは、町民の参画の手法を町が決めるということになります。うがった見方をすると、パブリックコメントではだめだという意味ではありませんが、毎度毎度パブリックコメントだけで終わってしまうという危険性もはらんでいます。また、第22条「住民投票制度」は、町が重要施策について判断をする際に多数決で決めましょう、ということです。最後の手法としてはありなのかもしれませんが、私たちがこれまで話し合ってきた、皆で参画と協働を育てながら、自分たちで判断するという、皆で形作っていくというプロセスを無にしかねない手法でもあり、私たちが考えてきた参画と協働にはそぐわないような気がします。この住民投票制度が庄内町らしい参画、協働のあり方なのかといった観点でも見てもらいたいと思います。

三点目。他市町村からの取り組みにみる基本条例の可能性、です。これは、庄内町のまちづくりに必要な具体的な施策を基本条例で展開、取り入れることができないか、ということです。先日視察に行った米沢市では、市民が事業やアイデアを提案、「市民会議」がその提案を審査し、その実施に向け市と話し合い、ともに取り組む「協働提案制度」を実施しています。これとは別の手法の「協働提案制度」として、宮城県の登米市で取り組んでいるのは、資料2ページ目の新聞記事の抜粋を見てください。記事は、市道の拡幅の件について掲載されていますが、地域課題について、住民自らもアイデアや労力を出し、行政との協働によりその課題に対応していくといった内容のものです。実施要綱も資料として添付していますのでこちらの方もご参照ください。また、遊佐町では、条例により、地区公民館の地域単位で自主的な町民自治の強化に努めるための組織である「地域自治組織」、通称「まちづくり協議会」を設置し、別に条例をつくり旧地区公民館だった「まちづくりセンター」の管理や運営を担う仕組みを導入しています。これは、自治会などの地縁組織だけではなく、各種の団体による広域的な組織であり、この組織が主となり地域課題の解決に取り組んでいます。資料として5、6ページに組織図を記載していますのでご覧ください。

これらのおおもとは基本条例です。庄内町には、こういった仕組みが必要なのかを皆さん方から考えてもらいたい。ちなみに私が条例をつくる立場だとしたら、今紹介した登米市の「協働提案制度」と「まちづくり協議会」といった制度はぜひ、取り入れたいと思う内容のものです。今日の議論だけではなく、今後の意見交換会を含めて、庄内町にはこういったものが必要かということを考え、まとめていきましょう。

今日は、今話をしたポイント・視点を含め、大枠の構成を見直してもらいます。

それでは各班で検討を始めましょう。

(分散会50分)

【助言者 小地沢】

それでは、各班から検討状況を報告してもらいます。

【A班班長 武田一人】 【B班班長 梅木 均】 【C班班長 鈴木美智子】

(それぞれ別紙「基本条例案たたき台」(資料1)に対する意見のまとめ)の内容を報告)

【助言者小地沢】

様々な角度からご意見を出してもらいました。

たたき台自体がまだ不安定なものであり、全体的に内容・文言ともに過不足がある状態です。今日皆さんから出された意見を含めて、改めて精査を進めていきながら、10月の町民との意見交換会や議員との意見交換会を経て、整理された内容のものを次回会議で提示できるよう事務局を中心に調整を進めていきます。

ラストスパートの時期になりますので、次回も皆さんよろしくをお願いします。

【斎藤会長】

皆さんの熱心な協議ありがとうございました。

それでは、協議（2）意見交換会の持ち方について事務局からお願いします。

【事務局 高田】

私から①議会との意見交換会と②町民との意見交換会について、それぞれ資料2と資料3を用いて、提案させていただきます。

（資料2及び資料3により説明）

特に、議会議員との意見交換会の出席委員と発表する委員について、本日皆さんから決めていただきたいと思います。

【齋藤禎会長】

ただ今、事務局からの説明がありました。この二つの意見交換会は、当初から実施する方向で確認をしてきたものです。実施するという前提で、まずそれぞれの開催要項に対して皆さんからご意見、質問などお出してください。

【金子尚毅委員】

町民との意見交換会は何名くらいの参加を想定しているのか。また、周知方法はどうするのか。

【事務局 高田】

具体的に何名ということは想定していないが、昨年開催した「主役はあなた！まちづくりを考える講演会」の参加者は立川会場約30名、余目会場約60名だった。同程度の参加者は期待したい。周知方法は、開催要項のとおり、広報や町HPでの案内、町の各種委員や昨年の講演会への参加者などへのDMを考えています。

【石井範子委員】

意見交換会や詳細の進め方や資料などは、事前にもらいたい。

【事務局 高田】

事前に送付いたします。

【齋藤禎会長】

その他なければ、意見交換会については、開催要項のとおり実施するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【齋藤禎会長】

それでは、この開催要項に基づき実施することとします。

次に、議会との意見交換会の参加者及びまちスタ側からの報告する委員を決めたいと思

います。参加者は、要項に記載のとおり、会長、副会長、並びに各班から班長含め2名ずつとします。暫時時間を取りますので、各班で出席者を決めていただきたいと思います。

それでは、各班から参加者を報告してください。

(各班から参加者を報告)

【齋藤禎会長】

議員との意見交換会の参加者は、会長、副会長、各班班長3名、堀井和彦委員、安藤一雄委員、疋田大委員の9名とします。

それでは、まちスタから議員に説明する委員を決めたいと思いますが、参加委員の中で希望する方どなたかおられますか。

(武田一人委員挙手)

【齋藤禎会長】

それでは、A班班長武田委員にお願いしたいと思います。

(全員拍手)

10月は、町民との意見交換会と議員との意見交換会と忙しくなりますが、委員の皆さんからのご協力改めてお願いします。

次に、協議の(3)最終報告書提出までのスケジュールについてと(4)その他の次回の進め方と次回会議の日程調整について、一括で事務局から提案願います。

【事務局 高田】

先般、会長、小地沢先生を交え、最終報告書提出までのスケジュールを改めて検討したところです。そこで、当初11月末を予定していた最終報告のまとめを2カ月遅らせ、1月中旬を目途に検討していく、との結論を得ました。

昨年10月からの検討内容を踏まえ、現在、具体的な条例案を検討していただいているところですが、最終報告提出までの検討内容やまとめ方を精査した結果、「より丁寧な検討を重ねた上で、最終報告をまとめたい」といったことなどから、資料4「チーム・まちスタの最終報告書提出までのスケジュール(案)」に記載のスケジュールにより、進めさせていただきたいと考えております。

なお、次回の会議につきましては、意見交換会を挟みまして、11月1日(火)とさせていただきます。内容については、本日の会議と意見交換会を踏まえ、たたき台を改めて調整したものを、各班がそれぞれテーマを受け持ち検討する、といった内容を考えています。よろしくをお願いします。

【齋藤禎会長】

今あったとおり、最終報告書のまとめは11月を目途としていしましたが、まとめまでのスケジュールを再検討した結果、提案のとおりスケジュールに変更したいということですが、如何でしょうか

「異議なしの声」

それでは、最終報告のまとめまでのスケジュールについては提案のとおりとし、併せて次回第13回会議は、11月1日(火)午後7時からとさせていただきます。

その他、皆さんからなにかありますか。

ないようですので、これで第12回会議を閉会します。

【第12回会議】

「基本条例案たたき台」（資料1）に対する意見のまとめ

【 A 班 】

- 18条 職員の活用2項後段の「まちづくり活動に参加」のくだりは、ただ参加するのではなく、職員が助言・参加・アフターケアなどを含む支援をしていくという趣旨にすべき。
- 第5章 参画と協働によるまちづくり 19条～26条までの文章表現として、「参画」と「協働」の表現が多すぎる。
- 第19条 参画の基本1項2項ともに「町」が主体であるが、町民が参画しやすいよう対となる町民の参画(視点)を入れるべき。
- 第19条 参画の基本第1項「町政に町民の意見を反映させる」くだりがあるが、議会との関係性を記載する必要はないのか。
- 第21条 町民参画の手法2項「町民に対し」とは熟度に応じてという意味を含ませた表現とすべき。また、「まちづくりに関する学習機会」とは、何を意味しているのか？
- 第23条 政策提案の「町民からの具体的な政策等の提案があったとき」には、町民からの意見の吸い上げていく手法のことも含んでいるのか？
- 第6章 連携・協力に、積極的に活用し受け入れる体制整備を条として起こしてもいいのではないか

【 B 班 】

- 第3条 定義(5) 町民の定義には、幅広くまちづくりにかかわってもらうためにも、住民票の有無は必要ないのではないか。
- 第4条 情報共有の条文を次のようにする。「町は、町民が主体的に参画と協働によるまちづくりを進めていくために、町民が必要とする情報を積極的に発信、公開し、町民及び議会、町相互が共有できるようにする」
- 第5条 情報発信と公開は「適切な」「積極的に」などが複数使われている。シンプルでわかりやすい文章に直すこと。
- 第8条 事業者の役割は「地域社会」が複数使われているので、表現方法を工夫すること。また「従業員」という表現は、受け取る側に抵抗があるので、適切な表現に直す。
- 第12条 町の役割4項の「専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し」のくだりは、当然すぎる事なのであえて記載する必要はない。
- 第21条 町民参画の手法(2)パブリックコメントは、一般的になじみのない用語なので、日本語訳に直すなどわかりやすい表記をすべき。

【 C 班 】

- 第10条 議会の役割には、「まちづくりの展望を持って活動する」旨の文章

を盛り込む。

- 第 17 条 子どもの育成には、生まれや身体の特徴による差別なく、といった内容を盛り込むこと。
- 第 18 条 職員の活用は第 14 条職員の役割とかぶる個所が多いので、文言を整理するか、14 条一本にするかなどする。
- 第 22 条 住民投票制度は C 班としては、盛り込むことに賛成。ただし、その前提として、情報公開が重要であり、情報を町民全体にいきわたらせる必要があるので、情報公開の方策を整理する必要がある。
- 第 23 条 政策提案は、わかりやすく「政策」ではなく「事業」としてもいいのではないか。